

# 資料編

- 資料 1 三郷市環境基本条例
- 資料 2 第 2 次三郷市環境基本計画策定経緯
- 資料 3 第 2 次三郷市環境基本計画(案)について(諮問)
- 資料 4 第 2 次三郷市環境基本計画(案)について(答申)
- 資料 5 環境審議会委員名簿
- 資料 6 環境保全協議会規程
- 資料 7 数値目標と主な現状値
- 資料 8 環境基準等
- 資料 9 三郷市の概況
- 資料 10 アンケート調査結果
- 資料 11 部門別温室効果ガスの排出状況
- 資料 12 気候変動における影響評価
- 資料 13 三郷市環境基本計画後期計画達成状況
- 資料 14 用語集

# 資料 1 三郷市環境基本条例

平成 13 年 6 月 15 日

条例第 8 号

改正 平成 16 年 1 月 20 日条例第 1 号

平成 22 年 3 月 23 日条例第 3 号

平成 25 年 12 月 16 日条例第 30 号

令和元年 12 月 16 日条例第 20 号

## 目次

### 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

### 第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策

#### 第 1 節 環境基本計画(第 8 条)

#### 第 2 節 市が講ずる環境保全等のための施策等(第 9 条—第 23 条)

#### 第 3 節 国、地方公共団体等との協力(第 24 条・第 25 条)

#### 第 4 節 地球環境の保全及び国際協力(第 26 条)

### 第 3 章 環境審議会(第 27 条—第 35 条)

## 附 則

### (前文)

私たちのまち三郷は、江戸川と中川とに挟まれ、かつては、早場米の産地として水と緑の豊かな地域であった。その後、産業経済の高度成長や首都 20 キロメートル圏といった地理的条件により、首都近郊の住宅都市として急速に発展する中であって、身近な自然が徐々に失われてきた。

産業経済の発展や都市化の進展は、私たちの生活を豊かで便利にした反面、資源やエネルギーの大量消費により、身近な環境にさまざまな影響を及ぼし、更には人類の生存基盤である地球全体の環境をも脅かすまでに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を享受する権利を有するとともに、身近な自然環境や生活環境、更にはかけがえのない地球環境を保全し、良好な状態で将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。

21 世紀を迎え、私たちは、環境に負荷を与えている社会経済活動や生活様式を見直し、地域はもとより世界の人々と協力して、環境への負荷の少ない持続的発展の可能な循環型社会を構築しなければならない。

このような考え方にたち、すべての市民が共に力を合わせ、行動することで私たちのまち三郷の良好で快適な環境を保全し、及び創造し、もって水と緑と出会いのまち三郷を実現するとともに、かけがえのない地球環境の保全に貢献していくため、ここにこの条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

**第 1 条** この条例は、良好で快適な環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **環境への負荷** 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) **公害** 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (3) **地球環境の保全** 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

### (基本理念)

**第3条** 環境の保全等は、すべての市民が潤いと安らぎに満ちた恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

- 2 環境の保全等は、すべての市民が環境への負荷を低減することその他環境の保全等に関する行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
- 3 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互に協力し、連携して推進されなければならない。
- 4 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての市民が地球環境の保全を自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

### (市の責務)

**第4条** 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 市は、自らが事業者であり、また消費者である立場を認識し、自らの事業活動及び消費活動に関し、事業者及び市民に率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

### (事業者の責務)

**第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するための措置及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるようにすること。
  - (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
  - (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 3 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

### (市民の責務)

**第6条** 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等についての関心と理解を深めるとともに、環境の保全上の支障を防止し、及び良好で快適な生活環境を損なわないようにするため、その日常生活に伴う環境への負荷の

低減に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

#### **(環境月間)**

**第7条** 環境の保全等についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全等に関する活動を行う意欲を高めるため環境月間を設ける。

- 2 環境月間は、毎年6月1日から6月30日までとする。
- 3 市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。
- 4 事業者及び市民は、環境月間の趣旨にふさわしい活動を行うよう努めるものとする。

## **第2章 環境の保全等に関する基本的施策**

### **第1節 環境基本計画**

**第8条** 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
  - (2) その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映するように努めるとともに、次章に定める環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### **第2節 市が講ずる環境の保全等のための施策等**

#### **(環境基本計画との整合)**

**第9条** 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

#### **(事業者の環境評価の推進)**

**第10条** 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するための措置を講ずるものとする。

#### **(規制の措置)**

**第11条** 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

#### **(助成の措置)**

**第12条** 市は、環境の保全等のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### **(環境の保全等に資する事業等の推進)**

**第13条** 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水環境の形成その他の環境の保全等に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

**(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)**

**第14条** 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

**(美観の維持)**

**第15条** 市は、美観の維持及びその意識の高揚を図るため、ごみ等の散乱の防止その他必要な措置を講ずるものとする。

**(教育及び学習の振興)**

**第16条** 市は、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるようにするため、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めるものとする。

2 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興に必要な指導者その他の人材を育成し、活用するために必要な措置を講ずるものとする。

**(民間団体等の環境保全活動の促進)**

**第17条** 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

**(報告書の作成)**

**第18条** 市長は、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成するとともに、これを公表するものとする。

**(情報の提供)**

**第19条** 市は、教育及び学習の振興並びに民間団体等の環境保全活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

**(市民の意見の反映)**

**第20条** 市は、環境の保全等に関する施策に、市民の意見を反映することができるように努めるものとする。

**(調査の実施)**

**第21条** 市は、環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

**(監視及び測定)**

**第22条** 市は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するために、必要な監視及び測定等の体制の整備に努めるものとする。

**(総合調整のための体制の整備)**

**第23条** 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な内部組織の体制を整備するものとする。

**第3節 国、地方公共団体等との協力**

**(国及び他の地方公共団体との協力)**

**第24条** 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、埼玉県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

**(民間団体等との連携)**

**第25条** 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため民間団体等と連携して取り組むための体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

#### **第4節 地球環境の保全及び国際協力**

**第26条** 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、埼玉県及び関係機関と連携して、情報の提供により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### **第3章 環境審議会**

#### **(設置)**

**第27条** 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、三郷市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### **(所掌事項)**

**第28条** 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本条例に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 公害防止に関すること。
- (4) 地球環境に関すること。
- (5) その他環境の保全等に関すること。

2 審議会は、環境の保全等に関する重要事項について調査研究し、その成果に基づいて、市長に意見を述べ、又は提言することができる。

#### **(組織)**

**第29条** 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 商工団体に属する者
- (3) 農業団体に属する者
- (4) 市民
- (5) 関係行政機関の職員

#### **(任期)**

**第30条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 その職にあるため委員となった者がその職でなくなったときは、委員の職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

#### **(会長及び副会長)**

**第31条** 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### **(会議)**

**第32条** 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(関係者等の出席)**

**第33条** 審議会は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

**(庶務)**

**第34条** 審議会の庶務は、市民経済部クリーンライフ課において処理する。

**(雑則)**

**第35条** この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

**(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)**

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和48年条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

**(三郷市公害防止条例の一部改正)**

3 三郷市公害防止条例(昭和50年条例第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成16年1月20日条例第1号)抄

**(施行期日)**

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月16日条例第30号)抄

**(施行期日)**

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月16日条例第20号)抄

**(施行期日)**

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 資料2 第2次三郷市環境基本計画策定経緯

	開催日等	会議の種類等	内容
令和2年度	5月～6月	庁内調査	・環境施策の現状、評価及び課題について
	5月20日～ 6月3日	アンケート調査	・市民2,000人、事業者200事業所 アンケート調査
	9月24日	第1回環境保全協議会	・第2次三郷市環境基本計画(案)について ・パブリックコメントの実施について
	10月13日	第1回環境審議会	・第2次三郷市環境基本計画(案)の諮問 ・第2次三郷市環境基本計画(案)の策定内 容について ・パブリックコメントの実施について
	11月24日	政策会議	・第2次三郷市環境基本計画(案)について ・パブリックコメントの実施について
	12月26日～ 1月31日	パブリックコメント	・公共施設での閲覧 ・市広報、市ホームページへの掲載
		第2回環境保全協議会	・パブリックコメントの実施結果について ・第2次三郷市環境基本計画について
		第2回環境審議会	・パブリックコメントの実施結果について ・第2次三郷市環境基本計画の答申



### 資料3 第2次三郷市環境基本計画(案)について(諮問)

三環発第154号

令和2年10月13日

三郷市環境審議会  
会長 佐藤 剛

三郷市長 木津 雅晟 様

#### 諮 問 書

三郷市環境基本条例第28条第1項の規定に基づき、下記の件について諮問します。

#### 記

- ・第2次三郷市環境基本計画(案)について

(原本は別途保管)

## 資料4 第2次三郷市環境基本計画(案)について(答申)

令和3年 月 日

三郷市長 木津 雅晟 様

三郷市環境審議会  
会長 佐藤 剛

### 答 申 書

令和2年10月13日付け三環発第154号をもって諮問のありました「第2次三郷市環境基本計画(案)」について、その内容を慎重に審議した結果、妥当と判断し答申します。

(原本は別途保管)

## 資料5 環境審議会委員名簿

選出区分	所属名又は職種	氏名
学識経験を有する者	三郷吉川地区獣医師会	佐藤 剛 (会長)
	日本大学文理学部 教授	加藤 央之 (副会長)
	獨協大学法学部 教授	一之瀬 高博
商工団体に属する者	三郷市商工会	渡辺 秀雄
	三郷ウエズデーロータリークラブ	小高 好典
	三郷市環境保全協力会	瀧澤 美之
農業団体に属する者	さいかつ農業協同組合	澁谷 浩行
	三郷市農業委員会	戸邊 勲
市民	三郷市の川をきれいにする会	鈴木 こずえ
	みさと環境ネットワーク	石井 洋
	早稲田地区町会連合会	黒川 怜
	一般公募	武捨 清
関係行政機関の職員	越谷環境管理事務所	成尾 耕治
	草加保健所	長棟 美幸
	吉川警察署	太田 恒

※任期 令和3年10月31日まで

## 資料6 環境保全協議会規程

平成 12 年 6 月 28 日

訓令第 24 号

改正 平成 16 年 3 月 29 日訓令第 5 号

平成 19 年 3 月 15 日訓令第 12 号

平成 20 年 3 月 21 日訓令第 2 号

平成 22 年 3 月 12 日訓令第 5 号

平成 26 年 3 月 28 日訓令第 7 号

平成 31 年 3 月 26 日訓令第 2 号

令和 2 年 3 月 26 日訓令第 4 号

### (設置)

**第1条** 環境の保全及び創造に関する重要事項についての各課関連業務を協議し、及び調整することにより、市の環境行政の諸施策を総合的な目標のもとに、計画的かつ長期的に推進し、市民の健康で文化的な生活環境を保全し、及び創造することを目的として、環境保全協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事項を協議し、及び調整する。

- (1) 環境の保全等の関係条例に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) その他環境の保全等に関する施策に関すること。

### (組織)

**第3条** 協議会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

総務課長、企画調整課長、財政課長、市有財産管理課長、生活安全課長、クリーンライフ課長、商工観光課長、健康推進課長、道路河川課長、下水道課長、都市デザイン課長、開発指導課長、みどり公園課長、業務課長、消防総務課長、教育総務課長、指導課長、生涯学習課長

### (会長及び副会長)

**第4条** 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長は、クリーンライフ課長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の互選により定める。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第5条** 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席)

**第6条** 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができ

る。

**(庶務)**

**第7条** 協議会の庶務は、市民経済部クリーンライフ課において処理する。

**(補則)**

**第8条** この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 29 日訓令第 5 号)抄  
(施行日)

1 この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 15 日訓令第 12 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 21 日訓令第 2 号)抄  
この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 12 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 26 日訓令第 4 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料 7 数値目標と主な現状値

### 基本目標 1 水と緑の豊かな自然を身近に感じられるまちづくりの実現 【自然環境】

数値目標【現状値：令和元年度（2019年度）、目標値：令和12年度（2030年度）】

成果指標	現状値	目標値
市域の緑地率	20.1%	21.0%
市民1人あたりの公園等面積	7.14 m <sup>2</sup> /人	7.4 m <sup>2</sup> /人

### 基本目標 2 安心・安全・快適なまちづくりの実現 【生活環境】

数値目標【現状値：令和元年度（2019年度）、目標値：令和12年度（2030年度）】

成果指標	現状値	目標値	
環境基準達成率	大気	83.3%	100%
	水質	50.0%	100%
	騒音	50.0%	100%
	振動 <sup>※</sup>	100%	100%
	ダイオキシン類	100%	100%
公共下水道の普及率	83.8%	94.0%	
生活排水処理率	87.2%	99.1%	

※振動については、要請限度の達成率を成果指標として設定している

### 基本目標 3 環境負荷の少ない循環型社会の形成 【資源循環】

数値目標【現状値：令和元年度（2019年度）、目標値：令和7年度（2025年度）】

成果指標	現状値	目標値
市民1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）	607g/人・日	500g/人・日 <sup>※</sup>
市民1人1日当たりのごみ排出量（事業系ごみ）	241g/人・日	186g/人・日 <sup>※</sup>

※令和8年度（2026年度）以降は「三郷市一般廃棄物処理基本計画」の目標値に準ずる

**基本目標4 気候変動に適応した低炭素社会の形成****【地球環境】**

数値目標【現状値：令和元年度（2019年度）、目標値：令和12年度（2030年度）】

成果指標	現状値	目標値
温室効果ガス排出量（市域） 【現状値：平成28年度（2016年度）実績】	712千t-CO <sub>2</sub> <sup>※</sup>	554千t-CO <sub>2</sub>
温室効果ガス排出量（市の事務事業）	9,040 t-CO <sub>2</sub>	5,875 t-CO <sub>2</sub>
太陽光発電システム等導入補助件数（累計）	1,821件	3,000件

※統計データ等の公表時期の影響により、平成28年度（2018年度）の現状値を記載している

**基本目標5 一人ひとりが環境を意識するまちづくりの実現****【参加協働】**

数値目標【現状値：令和元年度（2019年度）、目標値：令和12年度（2030年度）】

成果指標	現状値	目標値
環境フェスタみさと来場者数	5,000人	5,500人
三郷市主催の清掃活動への参加者数	966人	1,500人
環境教育出前講座の開催数	3回	5回

## 目標設定の根拠

成果指標	目標値 (令和 12 年度 2030 年度)	設定理由	
市域の緑地率	21.0%	「三郷市緑の基本計画」と整合を図り、過去の実績を基に設定	
市民 1 人あたりの公園等面積	7.4 m <sup>2</sup> /人		
環境基準達成率	大気	100%	環境基準は「維持されることが望ましい」基準であるため、達成していることが望ましいことから、環境基準達成率を 100%に設定
	水質	100%	
	騒音	100%	
	振動 <sup>※1</sup>	100%	
	ダイオキシン類	100%	
公共下水道の普及率	94.0%	過去の実績値及び今後の整備計画を基に設定	
生活排水処理率	99.1%		
市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）	500g/人・日 <sup>※2</sup>	「三郷市一般廃棄物処理基本計画」と整合を図り、ごみ排出量の推計値より設定	
市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量（事業系ごみ）	186g/人・日 <sup>※2</sup>		
温室効果ガス排出量（市域）	554 千 t-CO <sub>2</sub>	国の温室効果ガス削減目標である「令和 12 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比 26%削減」との整合を図り設定	
温室効果ガス排出量（市の事務事業）	5,875 t-CO <sub>2</sub>	国の業務その他部門における温室効果ガス削減目標である「令和 12 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比約 40%削減」との整合を図り設定	
太陽光発電システム等導入補助件数（累計）	3,000 件	過去の補助実績を基に設定	
環境フェスタみさと来場者数	5,500 人	過去の実績値を基に設定	
三郷市主催の清掃活動への参加者数	1,500 人	過去の実績値を基に設定	
環境教育出前講座の開催数	5 回	過去の実績値を基に設定	

※1 振動については、要請限度の達成率を成果指標として設定している

※2 令和 7 年度（2025 年度）における目標値であり、令和 8 年度（2026 年度）以降は「三郷市一般廃棄物処理基本計画」の目標値に準ずる



## 資料 8 環境基準等

### (1) 大気汚染に係る環境基準

#### ○大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16 告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8 告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(S48.5.8 告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11 告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8 告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

#### 備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

○環境基準の評価方法（要約）

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	長期的評価 (1日平均の2% 除外値)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。
二酸化窒素	長期的評価 (98%値評価)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。
微粒子状物質	長期的評価	長期基準(1年平均値)に関する評価は、1年平均値を長期基準と比較する。短期基準(1日平均値)に関する評価は、1年間を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値これを短期基準と比較する。長期基準と短期基準に関する評価の両方を満足した場合、環境基準が達成されたと評価する。
二酸化硫黄 一酸化炭素 光化学オキシダント 浮遊粒子状物質	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準の評価を行う。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測(異常値を含む)が1日(24時間)のうち4時間を越える場合には評価の対象としない。

○有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
測定方法	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			
告示年月日	平成9年2月4日	平成30年11月19日	平成9年2月4日	平成13年4月20日

(2) 水質汚濁に係る環境基準

○人の健康の保護に関する環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

○生活環境の保全に関する環境基準

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	-

該当水域：全公共用水域のうちの種類指定水域  
備考1：基準値は、日間平均値とする。(湖沼もこれに準ずる。)

- (注1) 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- (注2) 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- (注3) 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- (注4) 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級 : 特殊な浄水操作を行うもの
- (注5) 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
該当水域：全公共用水域のうちの類型指定水域 備考 1：基準値は、日間平均値とする。(湖沼もこれに準ずる。)				

(3) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

大気	水質	水底の底質	土壌
0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 (年間平均値)	1 pg-TEQ/L 以下 (年間平均値)	150pg-TEQ/g 以下	1,000pg-TEQ/g 以下

(4) 騒音に係る環境基準

○騒音に係る環境基準（埼玉県）

地域の 類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 (午前 6 時から午後 10 時)	夜間 (午後 10 時から午前 6 時)
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域	55dB 以下	45dB 以下
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域		
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB 以下	50dB 以下

○道路に面する地域の環境基準（埼玉県）

地域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 6 時から午後 10 時)	夜間 (午後 10 時から午前 6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

○幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）（埼玉県）

区分	時間の区分	
	昼間 (午前 6 時から午後 10 時)	夜間 (午後 10 時から午前 6 時)
屋外	70dB 以下	65dB 以下
窓を閉めた屋内	45dB 以下	40dB 以下

○自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 6 時から午後 10 時)	夜間 (午後 10 時から午前 6 時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下

○区域の区分と用途地域

区域の区分	用途地域
a 区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
b 区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

○幹線道路の近接区域の要請限度（特例）

時間の区分	
昼間	夜間
75dB 以下	70dB 以下

(5) 振動に係る要請限度

○道路交通振動の要請限度

区域	時間の区分	
	昼間 (午前 8 時から午後 7 時)	夜間 (午後 7 時から午前 8 時)
第 1 種区域	65dB 以下	60dB 以下
第 2 種区域	70dB 以下	65dB 以下

第 1 種区域… 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域… 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

(6) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01 mg 以下、かつ農用地では米 1 kg につき 0.4 mg 未満
全シアン	検液中に検出されないこと
有機りん	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下
ひ素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg において 125 mg 未満
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 L につき 0.002 mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下

備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機磷（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。



## 資料9 三郷市の概況

### (1) 位置・地勢

三郷市は、関東平野のほぼ中心、埼玉県東南端に位置しています。東西は5.6km、南北は9.5km、南北に細長い市域をなし、面積は30.22km<sup>2</sup>となります。地域の地形はほとんど高低差がなく、北から南に向ってわずかに低くなっています。中央部には大場川、南部に小合溜井と水に囲まれており、古くは早場米を江戸に供給する田園地帯でした。市内にはJR武蔵野線・つくばエクスプレスの鉄道や常磐自動車道・首都高速6号線・東京外環自動車道の高速度道路網が整備されており、平成30年(2018年)には、東京外環自動車道が南インターチェンジから千葉県市川市の高谷ジャンクションまで延伸し、更なる交通利便性の向上が図られています。



### (2) 三郷市の気象

三郷市は昼夜の寒暖差の激しい内陸性の気候となっており、夏季には35℃を超える猛暑日となることもあり、近年では日降水量50mm以上となる大雨の日数は増加傾向にあります。

平成30年度(2018年度)の年平均気温は16.8℃、年間降水量は1,176mmとなっており、経年変化をみると年平均気温は増加傾向、年間降水量は近年微増傾向にあります。

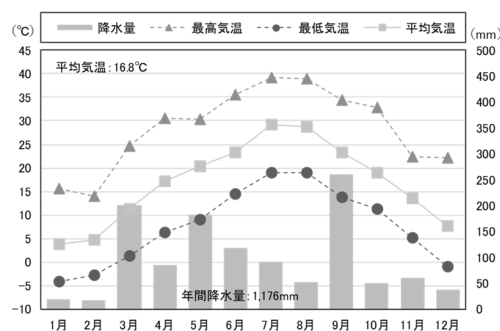


図 三郷市の気象  
(資料: みさと統計書)

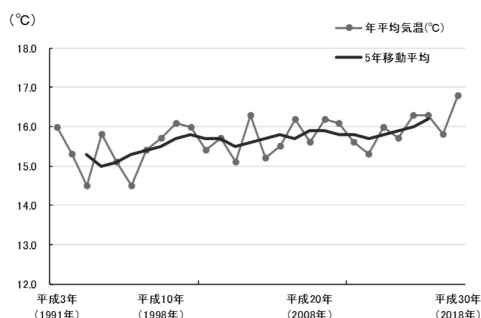


図 三郷市の気温の経年変化  
(資料: みさと統計書)

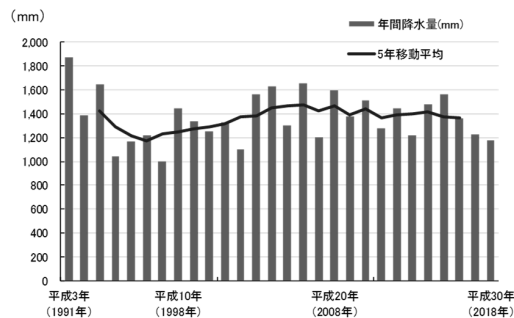


図 三郷市の降水量の経年変化  
(資料: みさと統計書)

### (3) 人口及び世帯数

三郷市の人口は平成6年(1994年)まで増加が続いていましたが、平成7年(1995年)から平成17年(2005年)までは緩やかな減少傾向に転じました。

その後、人口は再度増加傾向となっており、特に平成27年(2015年)以降は人口の伸びが大きくなっており、令和2年(2020年)4月1日現在における三郷市の人口は142,591人となっています。「三郷市版人口ビジョン」における将来人口の推計では、今後10年前後に人口が減少傾向に転じることが予測されています。一方、世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの人員は年々減少する傾向にあります。

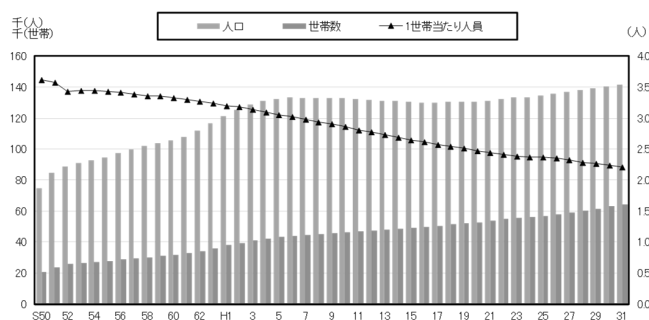


図 三郷市の人口・世帯数・世帯あたり人員数の推移  
(資料：みさと統計書)

### (4) 産業構造

三郷市における産業別従業者数は、第3次産業では、平成21年(2009年)68%(33,887人)から平成28年(2016年)73%(38,739人)と5%増加しています。第2次産業では、平成21年(2009年)32%(15,820人)から平成28年(2016年)27%(14,156人)と5%減少しています。

市民の高齢化に伴い、医療・保健、介護等を含む保健衛生・社会事業の需要が増加したことや、ららぽーと新三郷の開業に伴い、卸売業・小売業における従業員数が増加したことが影響していると考えられます。

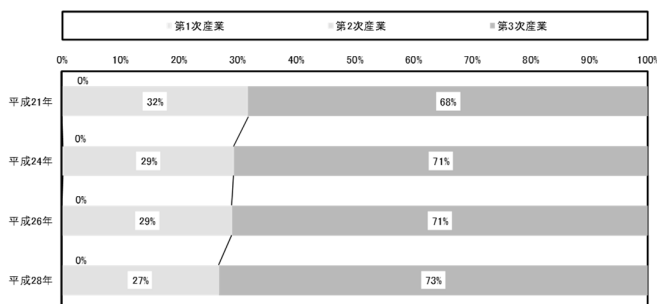


図 産業別従業者数の産業構造と推移  
(資料：経済センサス)

## (5) 土地利用

三郷市の地目別土地利用状況は、「田」、「畑」の土地利用割合が減少傾向にあり、「宅地」の土地利用割合が増加傾向にあります。

また、三郷市の経営耕地面積は、年々減少傾向にあり、近年でも微減傾向にあります。

農業全体として、農業従事者の高齢化、担い手不足により営農が困難になるなどの影響や、人口増加に伴い、宅地の需要が増えたことが影響していると考えられます。

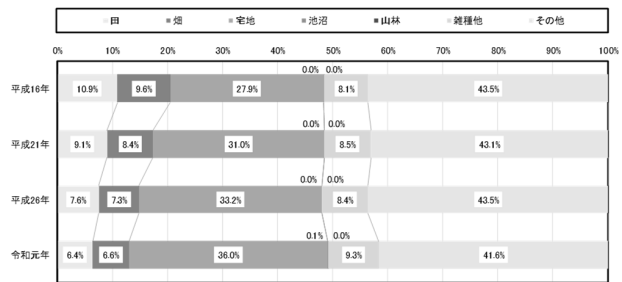


図 地目別土地利用状況

(資料：みさと統計書)

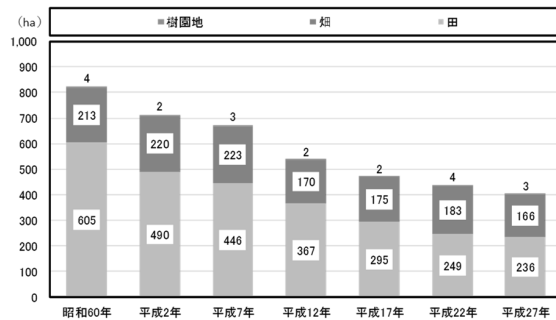


図 経営耕地面積の推移

(資料：農林業センサス)

## (6) 交通

三郷市の北部には JR 武蔵野線が、中央部にはつくばエクスプレスが東西方向に走っており、三郷駅、新三郷駅及び三郷中央駅の 3 駅が位置しています。この市内鉄道 3 駅を基点として、吉川駅、金町駅、松戸駅、八潮駅などを路線バスが運行しています。また、三郷市には首都高速 6 号線や常磐自動車道、東京外環自動車道と、それらを結ぶ三郷インターチェンジがあり、東京都心部へのアクセスの他、関東・東北・上越地方への高速道路網を中心とした広域道路アクセスに恵まれています。平成 30 年（2018 年）には、東京外環自動車道が三郷南インターチェンジから千葉県市川市の高谷ジャンクションまで延伸し、更なる交通利便性の向上が図られています。

## (7) 水辺環境

三郷市には、東西に位置する江戸川と中川や、市内を縦横断する大場川、第二大場川、下第二大場川、二郷半用水、三郷放水路が流れています。二郷半用水緑道は平成 27 年（2015 年）に新日本歩く道紀行「水辺の道 100 選」に認定されており、ソメイヨシノ、ミカン、ツツジなどを見ることができます。三郷市は河川や古い流路沿いに発達する自然堤防とそれらにある後背湿地からなっています。自然堤防の上に集落がつくられ、後背湿地は水田として利用されてきました。江戸川と中川に挟まれた小合溜井は、約 260 年前に造られた遊水池で、当時の江戸の町を洪水から守り、水田を潤すなど、重要な役割を果たしていました。公共水域の一部では、水面に浮遊ごみが漂い、汚泥が沈殿しています。このため大場川、第二大場川や江戸川では、市民と協働で河川清掃活動が行われています。

## 資料 10 アンケート調査結果

### (1) 調査目的

市民・事業者の環境に関する意識を把握するため、アンケートを通じて調査を実施しました。

### (2) 調査目的

調査の内容は、以下のとおりです。

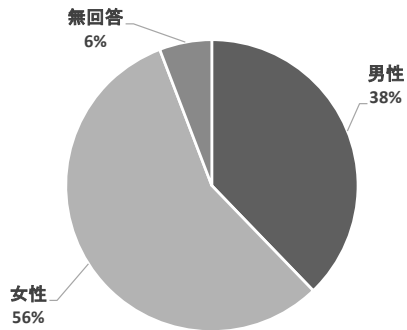
#### 調査内容

	市民	事業者
調査対象	市内に在住する 満 18 歳以上の男女 (2,000 人)	市内の事業者 (200 事業所)
実施方法	郵送配布・郵送回収による 郵送調査法及び Web 調査	郵送配布・郵送回収による郵送調査法
調査期間	2020 年 5 月 20 日 (水) ~ 6 月 3 日 (水)	
回収率	37.3% (745 人 / 2,000 人)	41.0% (事業所 82 / 200 事業所)

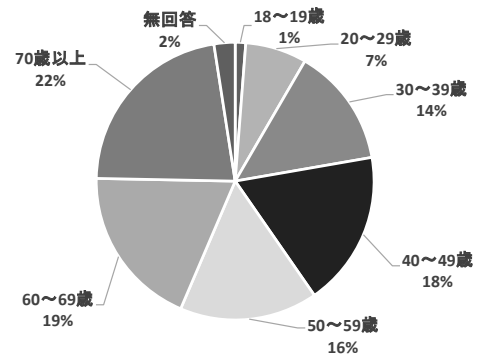
### (3) 調査結果（市民編）

問1 あなたご自身のことについてお尋ねします。

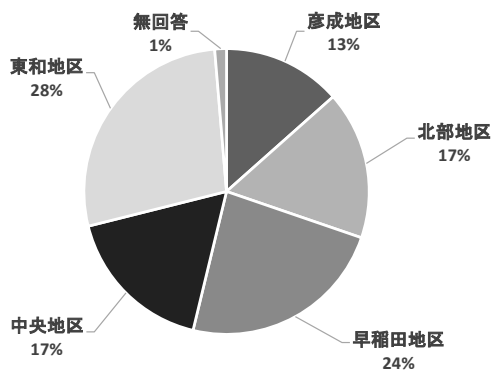
【性別】



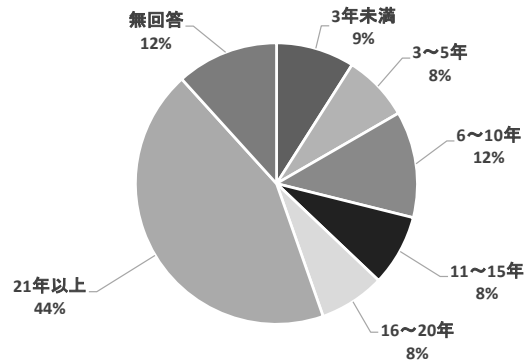
【年齢】



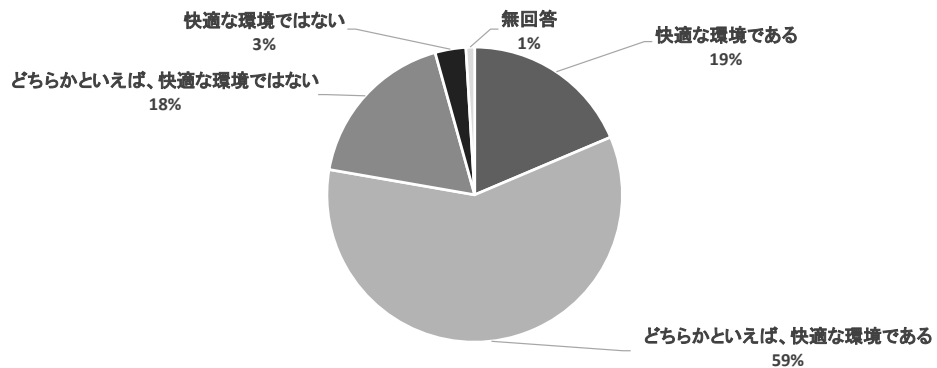
【居住地域】



【居住年数】



問2 あなたは現在の身近な環境をどのように感じていますか。



問3 問2でお答えいただいた理由をお答えください。

「1. 快適な環境である、2. どちらかといえば、快適な環境である」

【抜粋】

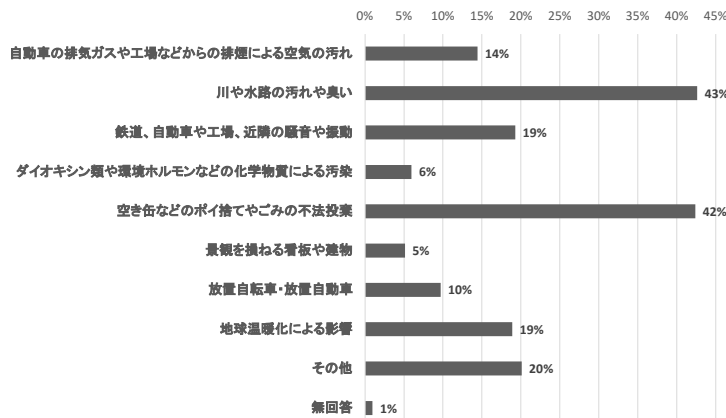
- ・ 買物が便利である
- ・ 公園が多い
- ・ 都市機能が集まっていて利用しやすい
- ・ 自然が残っていて四季を感じられる
- ・ 静かで住みやすい
- ・ まちが清掃されていてきれい
- ・ 緑が多い
- ・ 交通の便が良い

「3. どちらかといえば、快適な環境ではない、4. 快適な環境ではない」

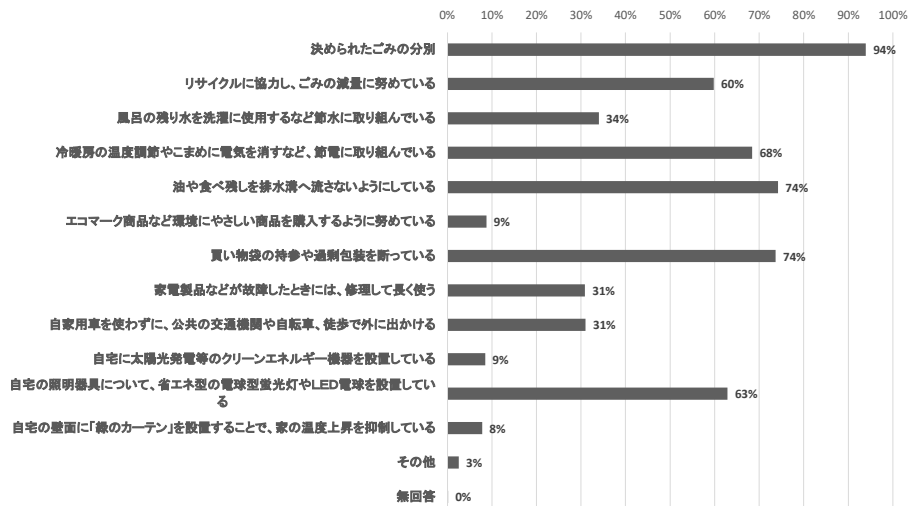
【抜粋】

- ・ 川や水路が汚れていて臭い
- ・ 公共交通機関が少ない
- ・ ペットの飼い主のマナーが悪い
- ・ 道幅が狭く危険である
- ・ 街路樹等の整備がされていない
- ・ 騒音と振動が大きい
- ・ 車や工場の排気ガスによる汚染が気になる
- ・ ごみ出しのルールが守られていない
- ・ ポイ捨てやたばこの吸い殻等が目立つ
- ・ 下水道が完備されていない

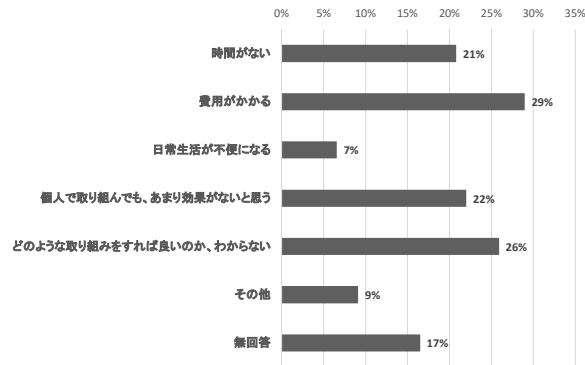
問4 あなたの身近な環境において、気にかかる問題がありますか。



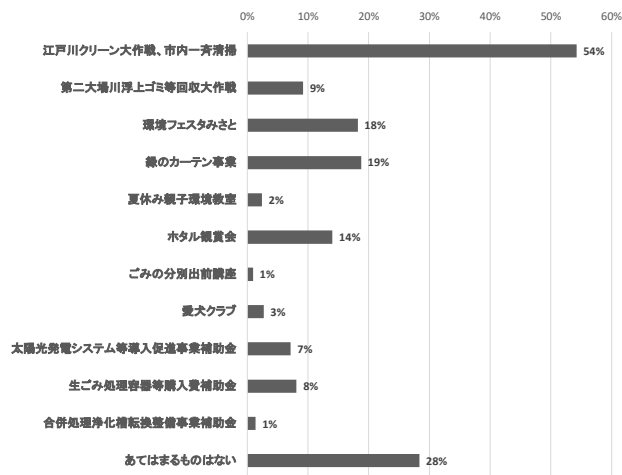
問5 日常生活での環境への配慮についておたずねします。



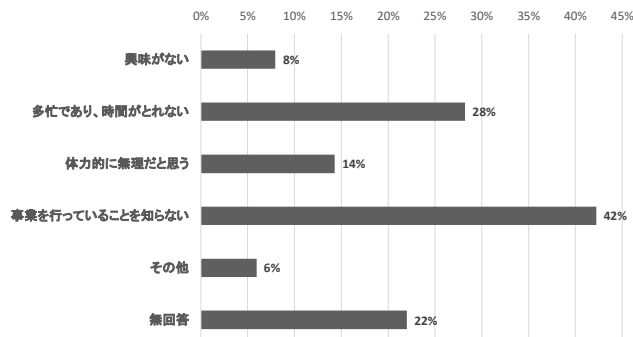
問6 日常生活の中で環境への配慮を行うにあたって支障となることはありますか。



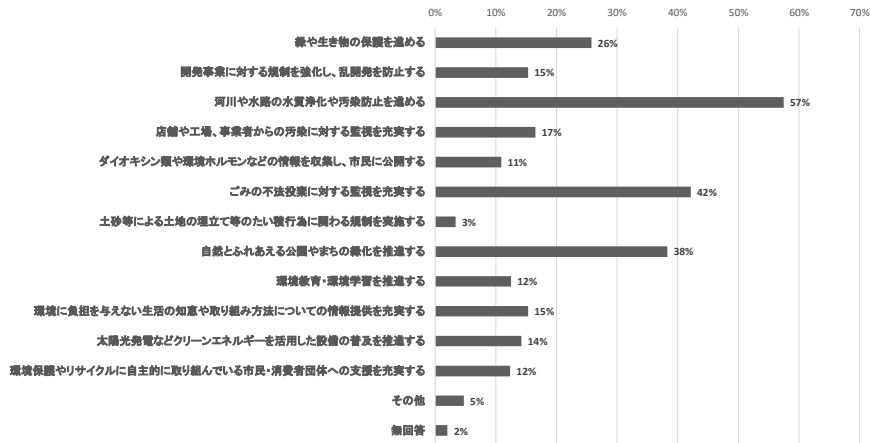
問7 三郷市が行っている環境事業への参加状況についてお伺いします。



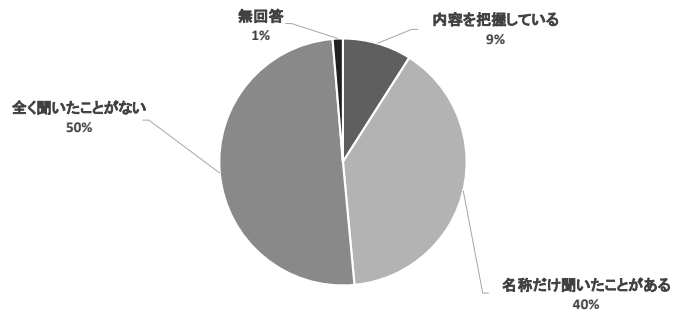
問8 問7で参加していない三郷市の環境事業について理由をお伺いします。



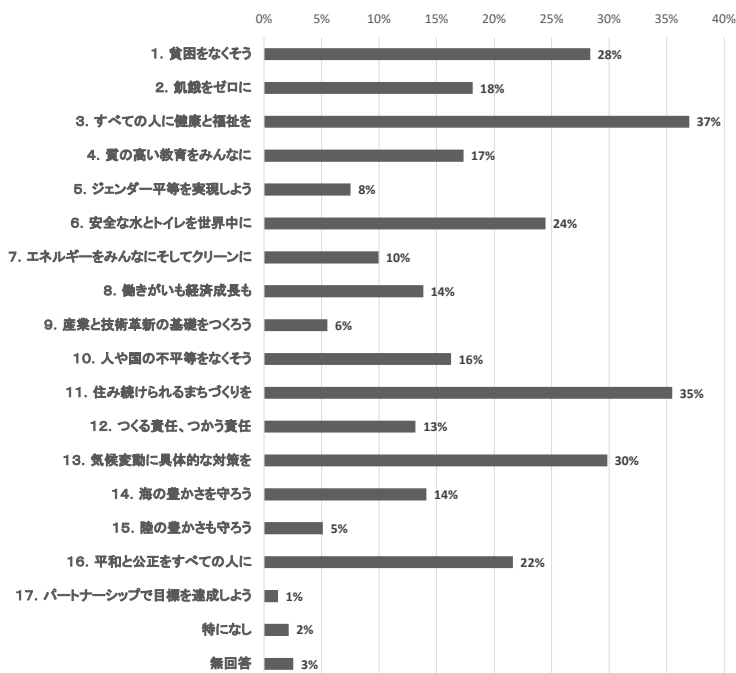
問9 三郷市が行なう優先的に取り組むべき環境行政施策についてお伺いします。



問10 「持続可能な開発目標（SDGs）」をご存知ですか。

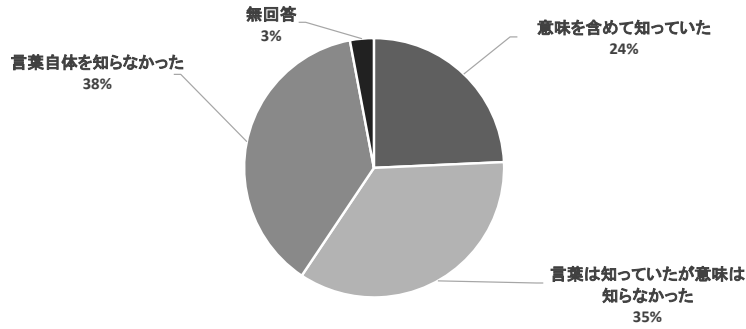


問11 SDGsの17の目標の中で関心のあるものはなんですか。

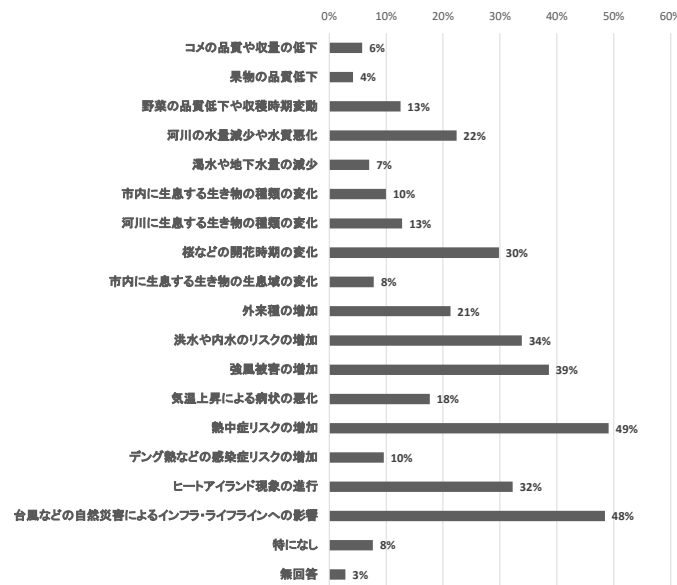




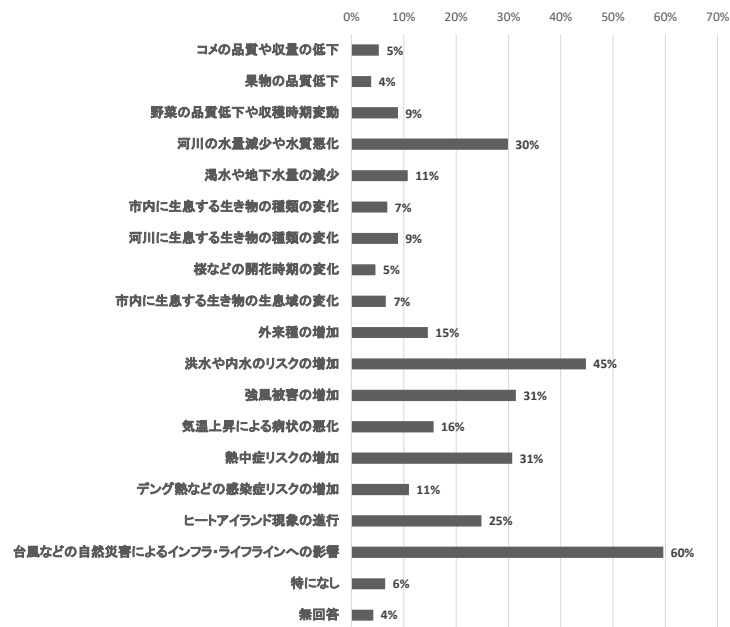
問 12 気候変動の影響への「適応」についてお尋ねします。



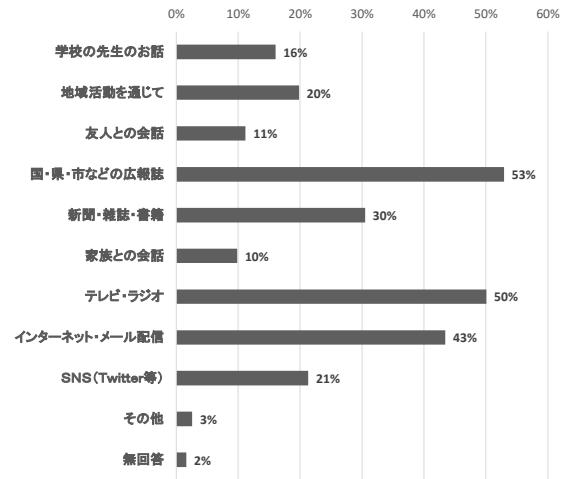
問 13 三郷市で温暖化の影響を受けていると感じるものについてお尋ねします。



問 14 三郷市で重点的に対策していくべき事項についてお尋ねします。



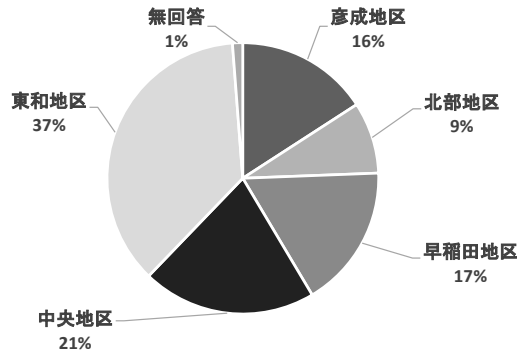
問 15 どの媒体で情報提供を行うとわかりやすいですか。



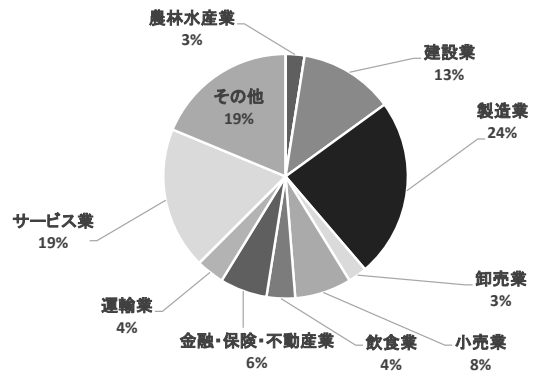
#### (4) 調査結果（事業者編）

問1 貴事業所についてお尋ねします。

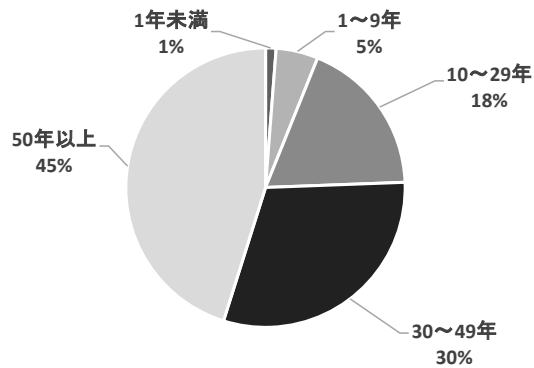
【所在地域】



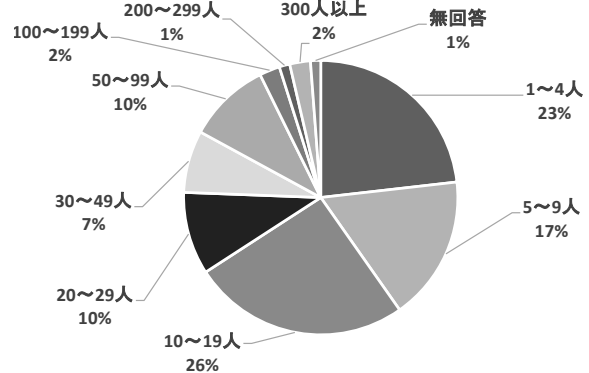
【業種】



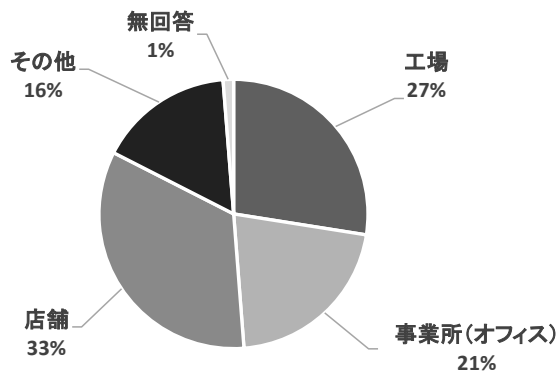
【創業年数】



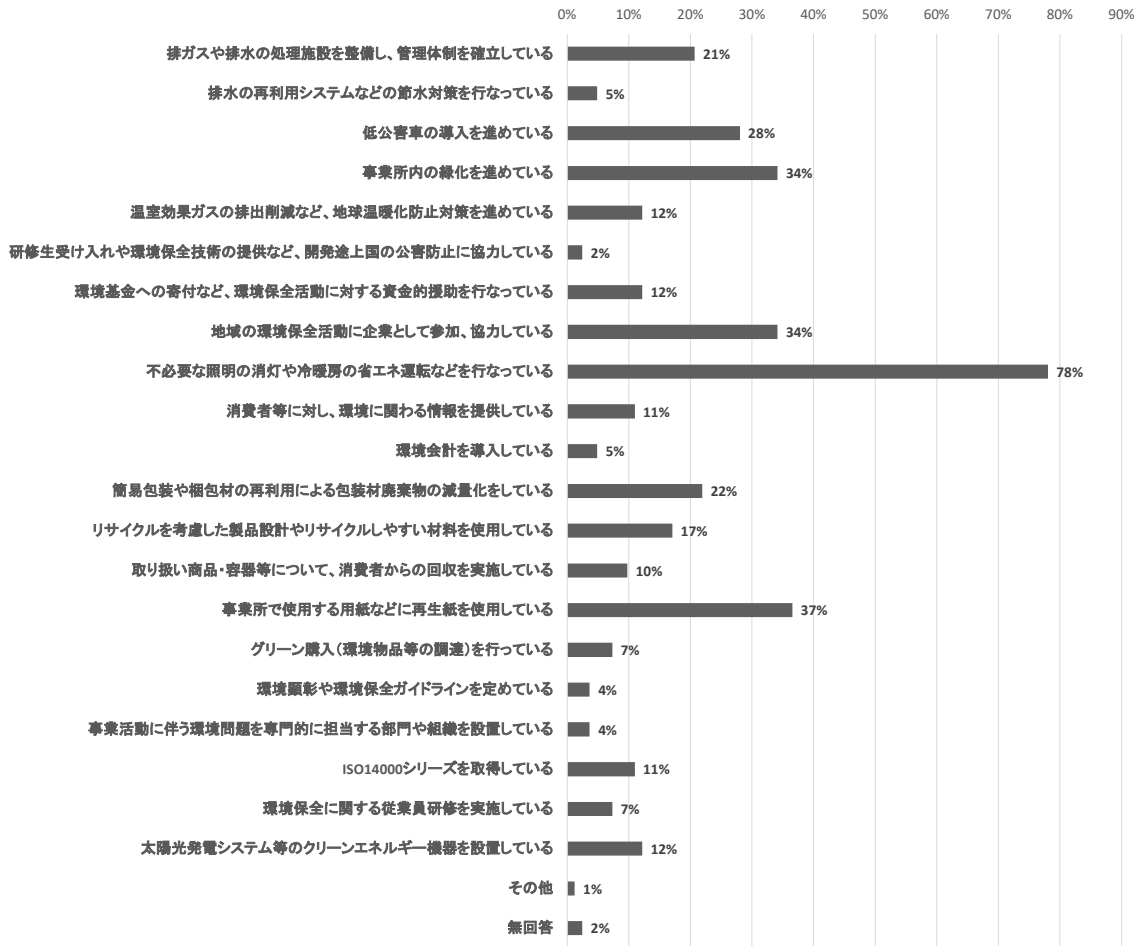
【従業員数】



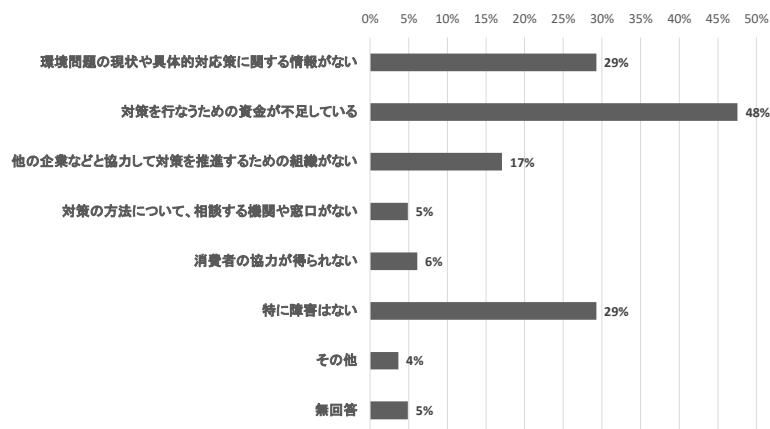
【事業所形態】



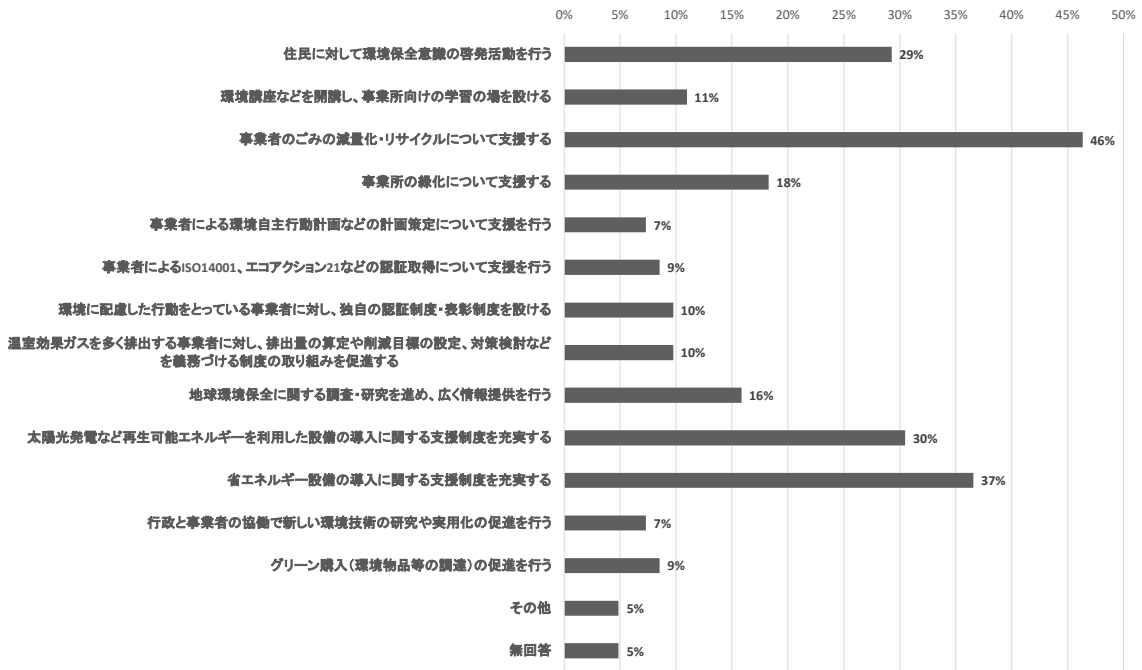
問2 貴事業所で行っている環境保全対策についてお尋ねします。



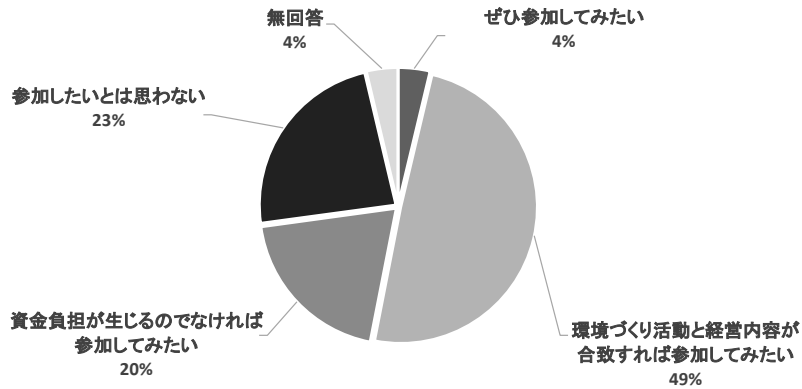
問3 貴事業所での環境保全対策における障害についてお尋ねします。



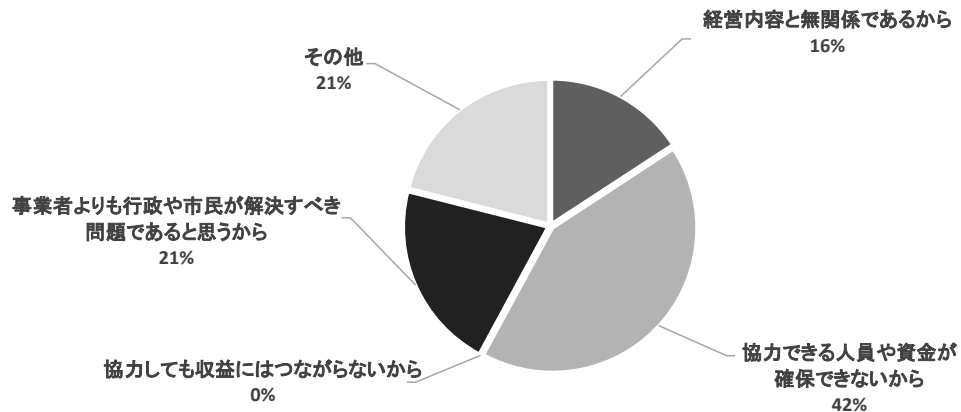
問4 貴事業所が行政に特に期待している施策は何ですか。



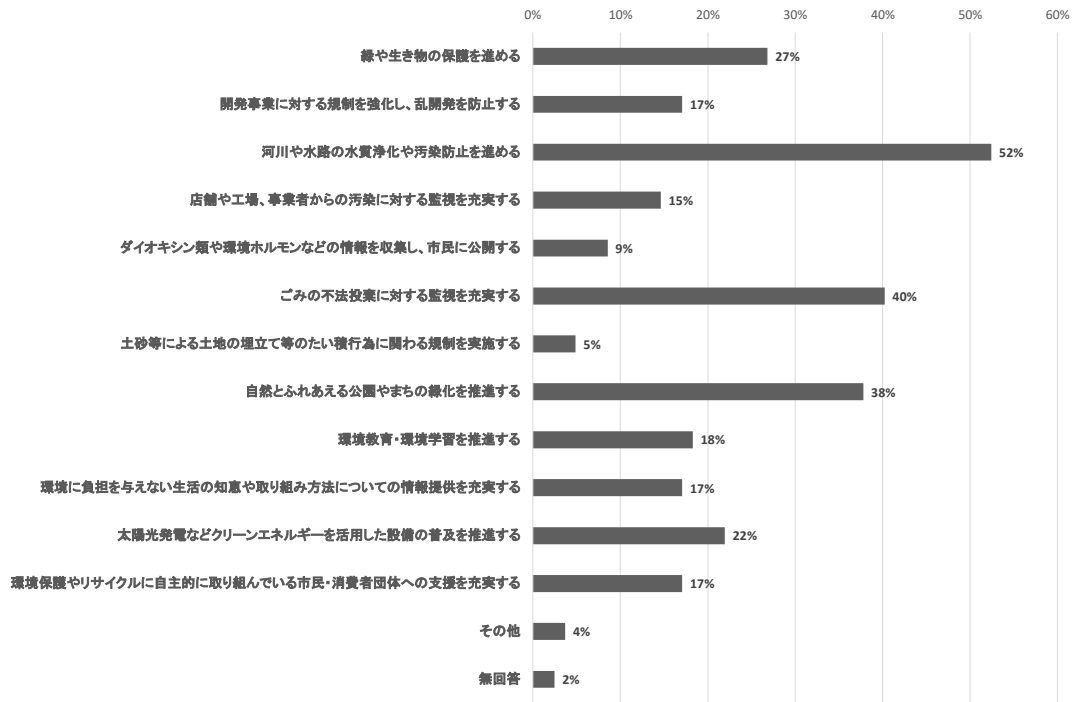
問5 市民・事業者の連携による自主的な環境づくり活動へ参加してみたいと思いますか。



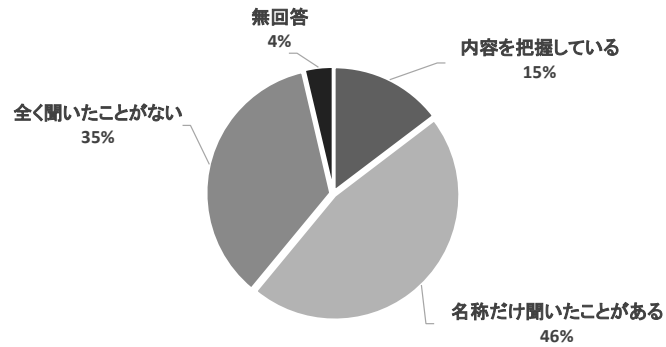
問6 問5で「参加したいとは思わない」と回答した理由についてお尋ねします。



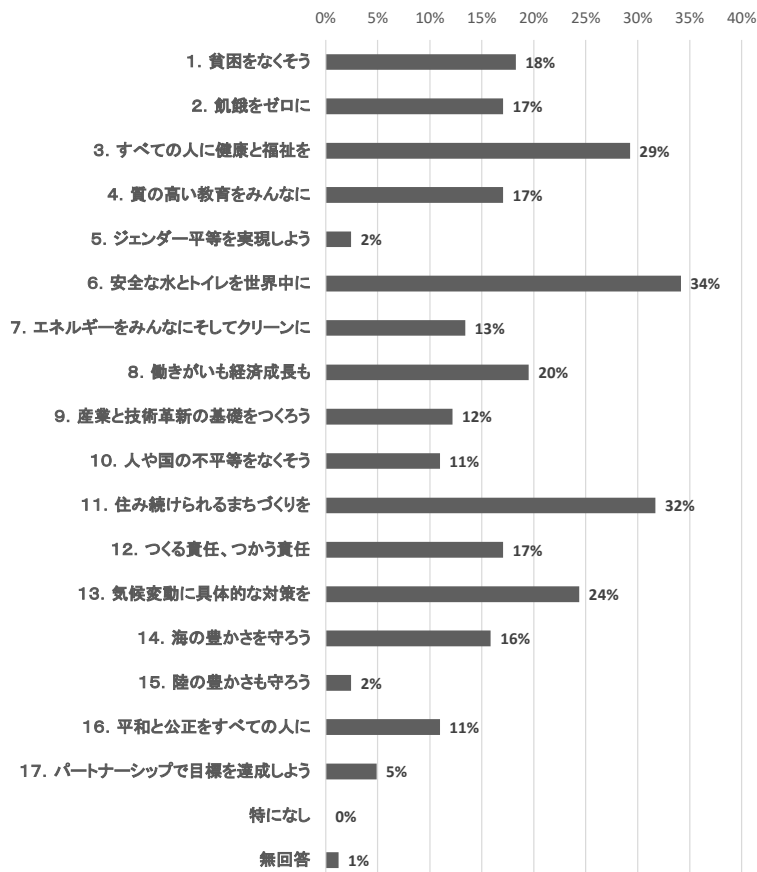
問7 行政が、特に優先して取り組むべき施策は、何だとお考えですか。



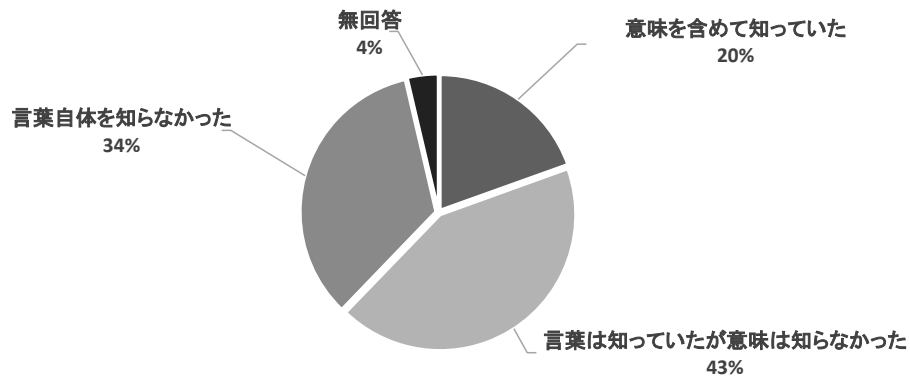
問 8 「持続可能な開発目標（SDGs）」をご存知ですか。



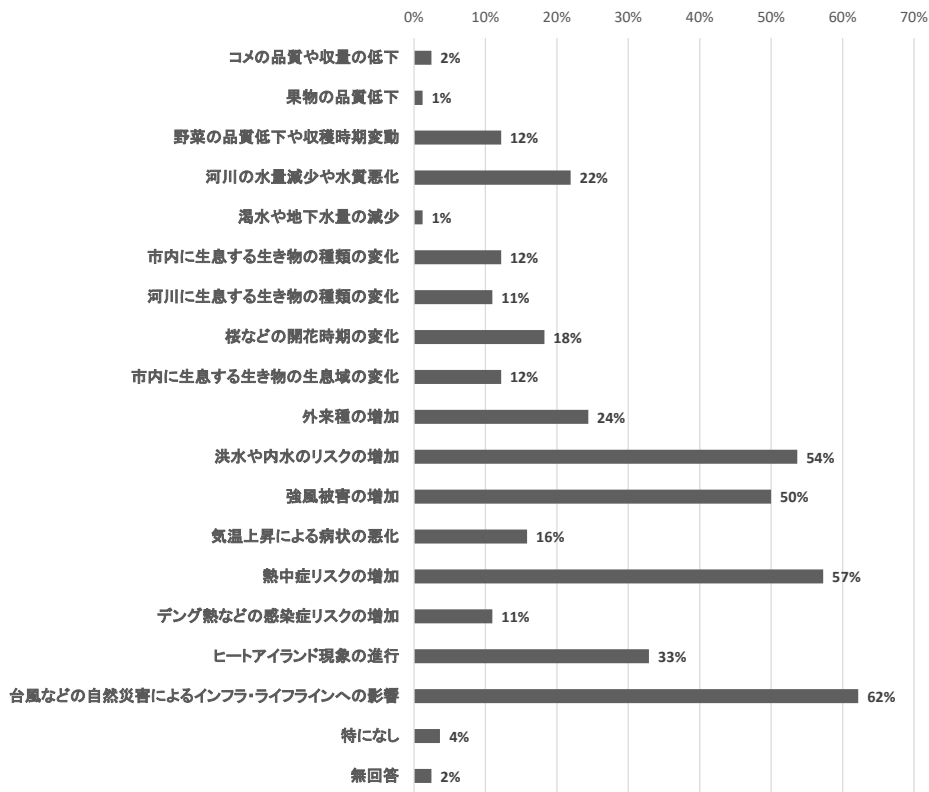
問 9 SDGs の 17 の目標の中で関心のあるものはなんですか。



問 10 気候変動の影響への「適応」についてお尋ねします。

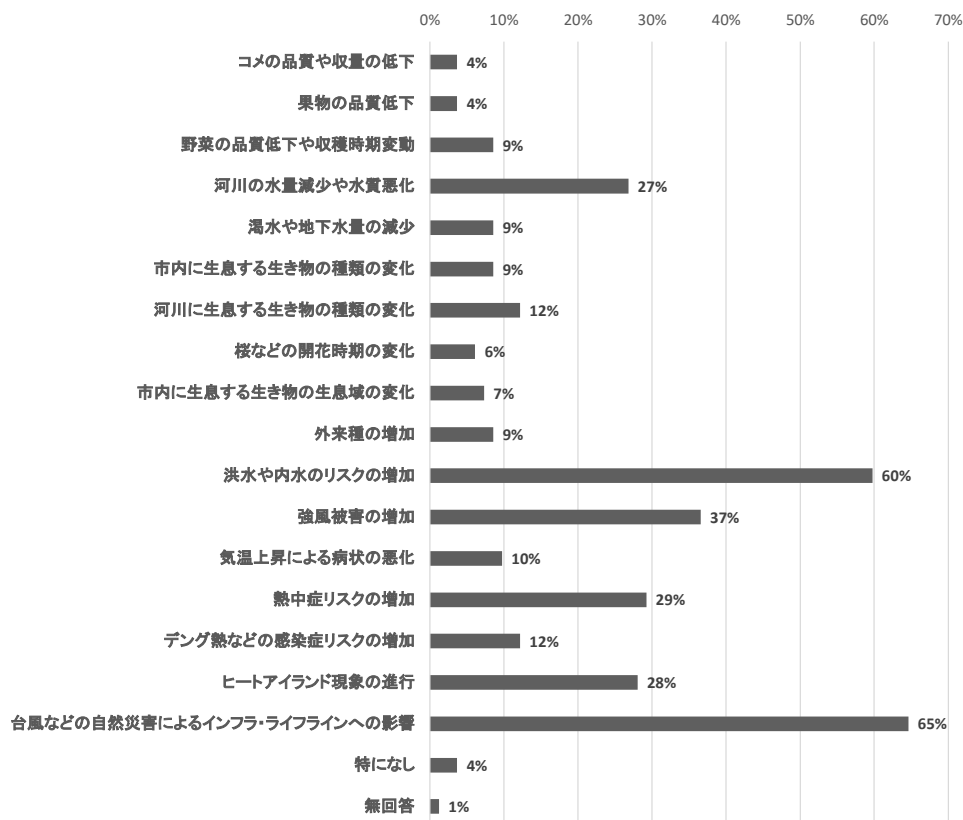


問 11 三郷市で温暖化の影響を受けていると感じるものについてお尋ねします。

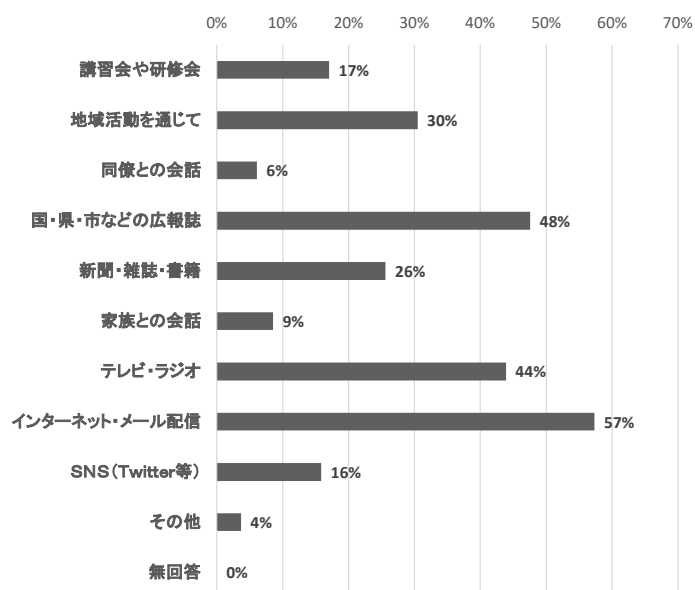




問 12 三郷市で重点的に対策していくべき事項についてお尋ねします。



問 13 どの媒体で情報提供を行うとわかりやすいですか。



## 資料 11 部門別温室効果ガスの排出状況

### (1) 産業部門

産業部門における二酸化炭素排出量は、平成 29 年度（2017 年度）において 105 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 25 年度（2013 年度）比 13.0%（16 千 t-CO<sub>2</sub>）減少しました。

平成 28 年度（2016 年度）における業種別内訳は製造業が 88.7%、建設業が 10.9%、農林産業が 0.4%となっています。

排出量は平成 25 年度（2013 年度）から平成 27 年度（2015 年度）まで増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向にあります。

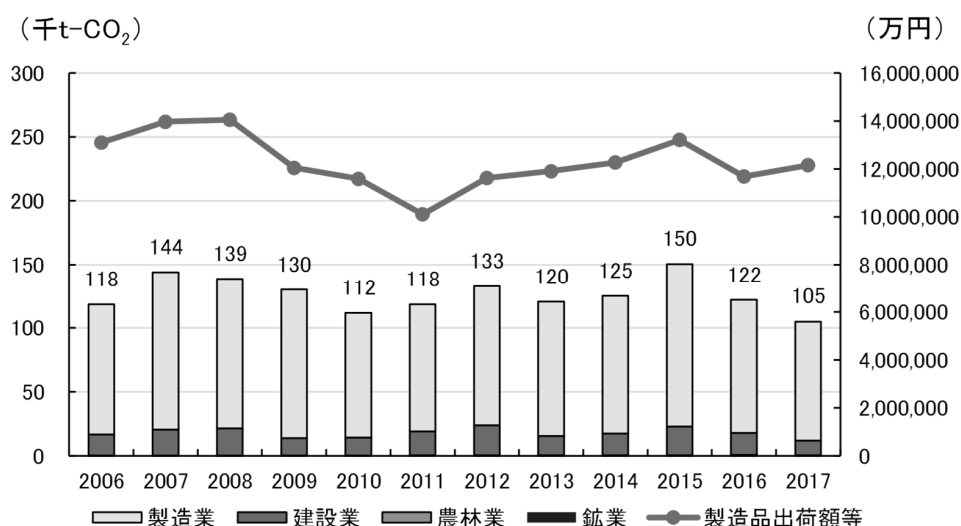


図 産業部門における二酸化炭素排出量の推移

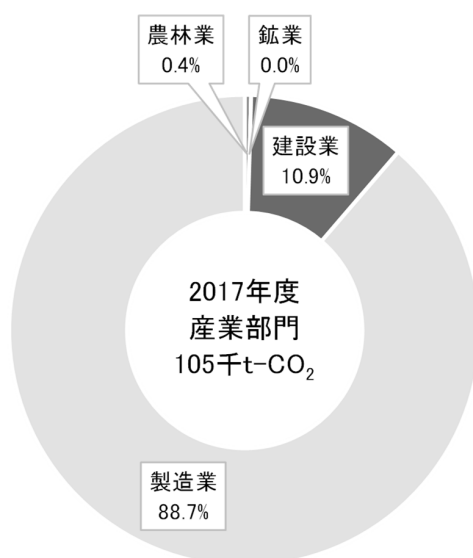


図 産業部門の二酸化炭素排出量の内訳

## (2) 業務その他部門

業務その他部門における二酸化炭素排出量は、平成 29 年度（2017 年度）において 188 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 25 年度（2013 年度）比 1.6%（3 千 t-CO<sub>2</sub>）減少しました。

排出量は平成 27 年度（2015 年度）以降、微減傾向にあります。

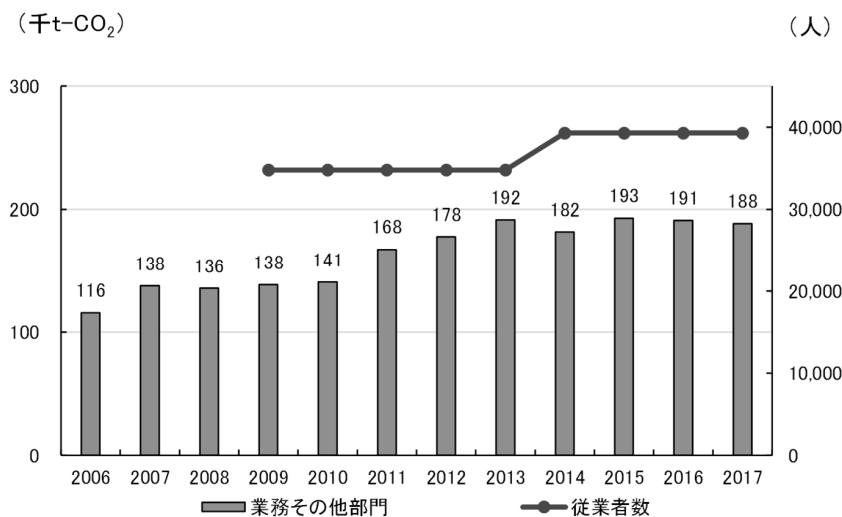


図 業務その他部門における二酸化炭素排出量の推移

## (3) 家庭部門

家庭部門における二酸化炭素排出量は、平成 29 年度（2017 年度）において 195 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 25 年度（2013 年度）比 12.5%（28 千 t-CO<sub>2</sub>）減少しました。

排出量は平成 25 年度（2013 年度）をピークとして、変動はありますが減少傾向にあります。

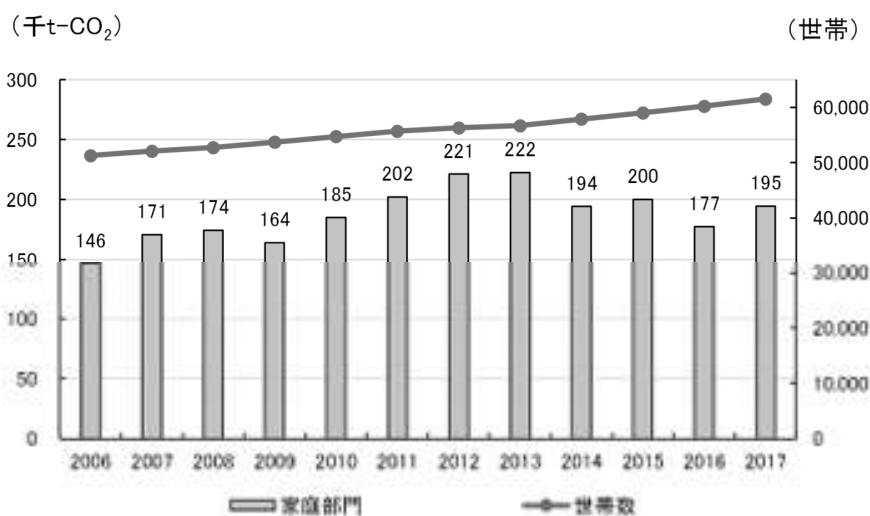


図 家庭部門の二酸化炭素排出量の推移

#### (4) 運輸部門

運輸部門における二酸化炭素排出量は、平成 29 年度（2017 年度）において 209 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 25 年度（2013 年度）比 4.9%（10 千 t-CO<sub>2</sub>）増加しました。

平成 29 年度（2017 年度）における業種別内訳は自動車 が 95.9%、鉄道が 4.1%となっています。

排出量は平成 24 年度（2012 年度）以降、微増傾向にあります。

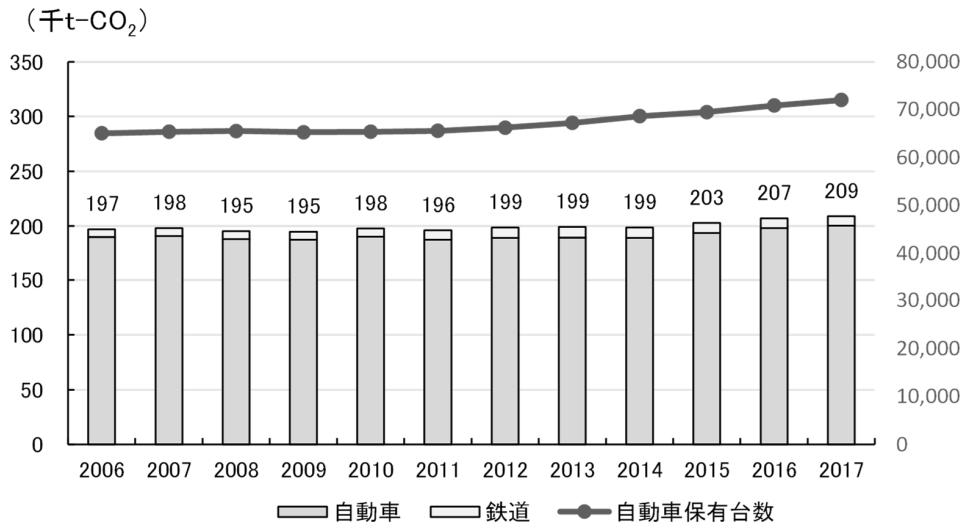


図 運輸部門における二酸化炭素排出量の推移

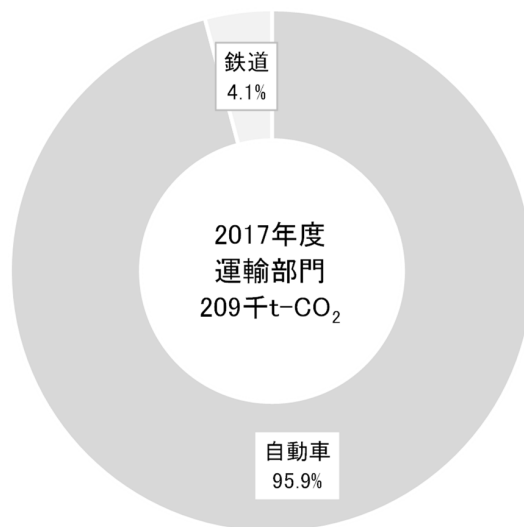


図 運輸部門の二酸化炭素排出量の内訳

### (5) 廃棄物部門

廃棄物部門における二酸化炭素排出量は、平成 29 年度（2017 年度）において 15 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 25 年度（2013 年度）比 1.5%（0.2 千 t-CO<sub>2</sub>）増加しました。

排出量は平成 24 年度（2012 年度）以降、横ばい傾向にあります。

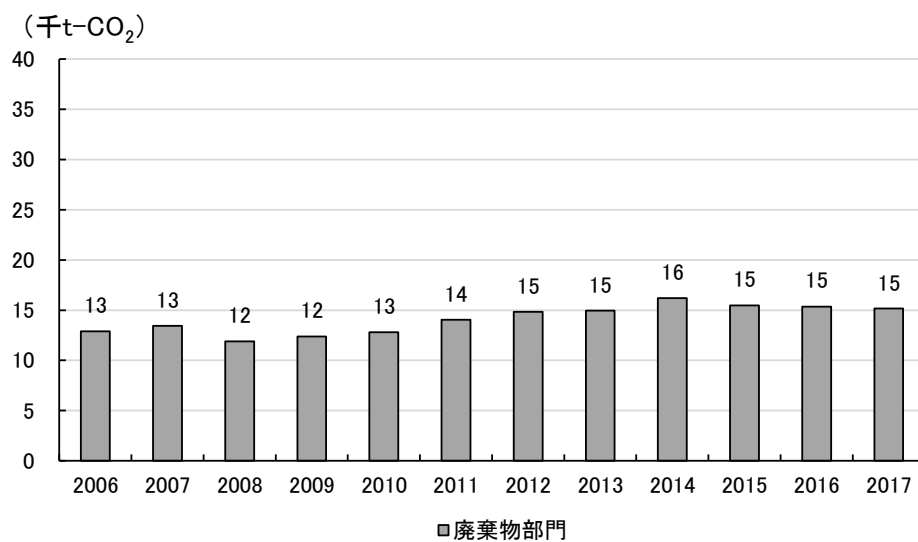


図 廃棄物部門における二酸化炭素排出量の推移

## 資料 12 気候変動における影響評価

### (1) 気候変動における影響の整理

気候変動影響評価報告書では、気候変動により既に生じている影響や将来的に予測される影響を項目ごとに示しています。本市において影響が大きいと考えられる項目について、文献等を基に、既に生じている影響と将来予測される影響について整理します。(資料：気候変動評価報告書)

#### ○農林水産業

項目	現在の状況	将来予測される影響	
農業	水稲	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質の低下（白未熟粒の発生、一等米比率の低下等）</li> <li>収量の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一等米比率の減少</li> <li>3℃までの気温上昇では収量が増加、それ以上の高温で減収</li> <li>一等米面積の減少による経済損失の増加</li> </ul>
	果樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>カンキツでの浮皮、モモのみつ症、ブドウの着色不良等</li> <li>果実の軟化傾向、貯蔵性の低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウンシュウミカンの栽培可能地域の拡大</li> <li>ブドウの生育障害の発生</li> </ul>
	麦・大豆・飼料作物等	該当文献なし	大豆の乾物重、子実重、収穫指数の減少が予測されている。
	野菜	<ul style="list-style-type: none"> <li>収穫期が早まり、生育障害の発生頻度の増加等</li> <li>トマトの着果不良等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>露地野菜、施設野菜の収量、品質の低下</li> <li>計画的な出荷の難航</li> </ul>
	畜産	<ul style="list-style-type: none"> <li>産卵率や卵重の低下</li> <li>家畜の死亡・廃用頭羽数被害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成長への影響が大きくなる</li> <li>成長の低下する地域が拡大</li> </ul>
	病害虫・雑草・動物感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミナミアオカメムシの分布域拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>害虫被害の増大</li> <li>病害の増加</li> <li>雑草の定着可能域拡大</li> </ul>
	農業生産基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業生産基盤に影響を及ぼしうる降水量の増加</li> <li>用水不足</li> <li>田植え時期や用水時期の変更、掛け流し灌漑の実施等、水資源利用方法への影響</li> <li>大雨・洪水による年間のポンプ運転時間の増大・拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業水利施設の取水への影響</li> <li>洪水による農地被害リスクの増加</li> </ul>
	食糧需給	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要穀物（小麦、大豆、トウモロコシ、コメ）を中心とした世界各地での収量の減少</li> <li>一部の地域では干ばつの深刻化を通じて作物生産影響を与えているとする研究がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コメ、コムギ、ダイズ、トウモロコシの主要生産国・輸出国の収量減少による影響</li> </ul>

○水環境・水資源

項目		現在の状況	将来予測される影響
水環境	河川	・水温上昇に伴う水質変化	・浮遊砂量の増加、土砂生産量の増加 ・溶存酸素量の低下、植物プランクトンの増加による異臭の増加等
水資源	水供給 (地表水)	・渇水による用水等への影響	・渇水の深刻化
	水供給 (地下水)	・渇水時の過剰な地下水の採取による地盤沈下の進行	・海面上昇による地下水の塩水化

○自然生態系

項目		現在の状況	将来予測される影響
淡水生態系	河川	該当文献なし	・繁殖等を行う河川生物相への影響 ・大規模な洪水の頻度増加による濁度成分の河床環境への影響、魚類、底生動物、付着藻類等への影響 ・水温上昇、溶存酸素減少に伴う河川生物への影響
生物季節	生物季節	・植物の開花、動物の初鳴きの早期化	・ソメイヨシノの開花日の早期化など ・生物種間さまざまな相互作用への影響
分布・個体群の変動	在来種	・野生鳥獣の分布拡大による生態系サービスへの影響	・種の移動、局地的な消滅 ・種の絶滅を招く可能性 ・侵略的外来生物の侵入、定着確率の増加
	外来種		
生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	・気候変動による生態系を構成する生物種の種構成や生物季節、種間の相互作用の変化	該当文献なし

○自然災害

項目		現在の状況	将来予測される影響
水害	洪水	・大雨発生頻度の増加	・洪水を起こしうる大雨の増加 ・洪水ピーク流量の増加割合、氾濫発生確率の増加 ・洪水による被害の増大
	内水	・内水被害の頻発化	・内水浸水範囲の拡大及び内水浸水深の増加 ・内水被害をもたらす大雨の増加 ・浸水時間の長期化 ・農地等への浸水被害
その他(強風等)	強風等	該当文献なし	・強風や強い台風の増加 ・竜巻発生好適条件の出現頻度の増加

○健康

項目		現在の状況	将来予測される影響
暑熱	死亡リスク	・気温の上昇による超過死亡の増加	・夏季の熱波の頻度が増加し、死亡率や罹患率に関する熱ストレス発生の増加 ・熱ストレスによる死亡リスクの増加 ・熱ストレス超過死亡数の増加
	熱中症	・熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数、熱中症死者数の増加	・熱中症発生率の増加 ・労働効率への影響等
感染症	節足動物媒介感染症	・ヒトスジシマカの生息域拡大	・ヒトスジシマカやアカイエカの活動期間の長期化 ・疾患の発生リスクの増加

○産業・経済活動

項目		現在の状況	将来予測される影響
産業・経済活動	製造業	該当文献なし	・アパレル業界などにおける企業の生産・販売過程、生産施設の立地等への影響
	エネルギー需給	該当文献なし	・業務部門でのエネルギー需給の増加 ・夏季の電力供給ピークの先鋭化
金融・保険	金融・保険	・自然災害に伴う保険損害の増加	・自然災害に伴う保険損害が増加 ・再保険の調達困難などの脅威 ・資産の損害や気象の変化による経済コストの上昇などの脅威

○市民生活・都市生活

項目		現在の状況	将来予測される影響
インフラ・ライフライン等	水道、交通等	・地下浸水、停電、地下鉄への影響、湧水や洪水等による水道インフラへの影響 ・豪雨や台風による高速道路の切土斜面への影響等	・電気、水供給サービスのようなインフラ網や重要なサービスの機能停止
文化・歴史など	生物季節 伝統行事、 地場産業等	・サクラ等の動植物の生物季節の変化	・サクラを観光資源とする地域への影響
その他	暑熱による生活への影響等	・ヒートアイランド現象の進行 ・熱ストレスの増大 ・熱中症リスクの増加、睡眠障害、屋外活動への影響等	・ヒートアイランド現象の進行 ・体感指標の上昇 ・都市生活への影響 ・熱ストレスの増加による労働生産性の低下



## (2) 気候変動における影響の評価

国の「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7つの分野について、既存文献や気候変動の影響の予測結果を基に、項目ごとに「重大性」、「緊急性」、「確信度」の観点から気候変動による影響を評価しています。

「気候変動適応計画」の分野について、本市の地域特性を考慮した気候変動への適応を進めていくにあたって、以下の観点から、本市において影響が大きい分野・項目を選定しました。

選定基準①：国の「気候変動影響評価報告書」で、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、高いと評価されており、本市に存在する項目

選定基準②：本市において、気候変動によると考えられる影響がすでに生じている、あるいは本市の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

表 気候変動影響評価（その1）

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性 上段：RCP2.6 下段：RCP8.5	緊急性	確信度
農業・林業・水産業	農業	水稲	○	○	○
			○		
		麦・大豆・飼料作物等	○	△	△
		野菜等	◇	○	△
		病害虫・雑草・動物感染症	○	○	○
		農業生産基盤 食料需給	○ ◇	○ △	△ ○
水環境・水資源	水環境	河川	◇	△	□
	水資源	水供給（地表水）	○	○	○
			○		
	水供給（地下水）	○	△	△	
自然生態系	陸域生態系	人工林	○	○	△
		野生鳥獣の影響	○	○	□
	淡水生態系	河川	○	△	□
	生物季節	生物季節	◇	○	○
	分布・個体群の変動	在来生物	○	○	○
		外来生物	○	○	△
生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	○	-	-	

※凡例は以下の通りです。

【重大性】○：特に大きい、◇：「特に大きい」とは言えない、-：現状では評価できない

【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、-：現状では評価できない

【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、-：現状では評価できない

表 気候変動影響評価（その2）

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性 上段：RCP2.6 下段：RCP8.5	緊急性	確信度
自然災害	水害	洪水	○	○	○
		内水	○		
	その他(強風等)	強風等	○	○	△
健康	暑熱	死亡リスク	○	○	○
		熱中症	○	○	○
	感染症	節足動物媒介感染症	○	○	△
産業・経済活動	製造業	製造業	◇	□	□
		食品製造業	○	△	△
	エネルギー	エネルギー需給	◇	□	△
	金融・保険	金融・保険	○	△	△
市民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	水道、交通等	○	○	○
	文化・歴史など	生物季節	◇	○	○
		伝統行事、地場産業	-	○	△
その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○	

※凡例は以下の通りです。

【重大性】○：特に重大な影響が認められる、◇：影響が認められる、-：現状では評価できない

【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、-：現状では評価できない

【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、-：現状では評価できない

#### 【重大性】

①影響の程度（エリア・期間）、②影響が発生する可能性、③影響の不可逆性（元の状態に回復することの困難さ）、④当該影響に対する持続的な脆弱性・曝露の規模のそれぞれの要素をもとに、社会、経済、環境の3つの観点で、「特に重大な影響が認められる」「影響が認められる」の評価を行っています。例えば、人命の損失を伴う、文化的資産に不可逆な影響を与える、といった場合は「特に重大な影響が認められる」と評価されます。

#### 【緊急性】

①影響の発現時期、②適応の着手・重要な意思決定が必要な時期のそれぞれの観点ごとに、3段階（「緊急性は高い」、「緊急性は中程度」、「緊急性は低い」）で評価し、緊急性の高い方を採用しています。例えば、既に影響が生じている場合などは「緊急性は高い」と評価され、21世紀中頃までに影響が生じる可能性が高い場合は「緊急性は中程度」と評価されます。

#### 【確信度】

①証拠の種類、量、質、整合性、②見解の一致度のそれぞれ視点により、3段階（「確信度は高い」「確信度は中程度」「確信度は低い」）で評価しています。定量的な分析の研究・報告事例が不足している場合は、見解一致度が高くても、「確信度は中程度」以下に評価されることがあります。

## 資料 13 三郷市環境基本計画後期計画達成状況

三郷市環境基本計画後期計画における主な施策の目標値及び令和元年度の実績値を示します。

### 4-1 環境施策の柱1（自然環境）

成果指標	目標値	実績値（令和元年度）
市域にある緑地率	22%	22.1%
江戸川クリーン大作戦（上段）と第二大場川浮遊ゴミ等回収大作戦（下段）の参加者1人あたりの回収したごみ量	0.53 kg 3.09 kg	0.29kg 3.45kg

### 4-2 環境施策の柱2（生活環境）

成果指標	目標値	実績値（令和元年度）
大気における環境基準値の達成率	100%	83.3%
水質における環境基準値の達成率	100%	50.0%
騒音における環境基準値の達成率	100%	50.0%
振動における環境基準値の達成率	100%	100%
生活排水処理率	90.0%	87.2%
公共下水道の普及率	80.3%	83.8%
ダイオキシン類における環境基準	100%	100%

### 4-3 環境施策の柱3（快適環境）

成果指標	目標値	実績値（令和元年度）
清掃イベントの開催数	毎年4回	6回

### 4-4 環境施策の柱4（地球環境）

成果指標	目標値	実績値（令和元年度）
市の事務・事業に伴い排出する温室効果ガス排出量	6,067,179 kg-CO <sup>2</sup>	9,425,445 kg-CO <sup>2</sup>
家庭ごみ排出量	31,000 t	31,424.16t
事業ごみ排出量	10,916 t	12,452.7t
環境フェスタみさと来場者数	2,000 人	5,000 人

## 資料 14 用語集

### あ行

アイドリング ストップ	車を駐停車している時に、エンジンのかけっぱなし（アイドリング）をできるだけやめようとする行動です。大気汚染や騒音・悪臭の防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）の排出を抑制することができます。
アスベスト	石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物です。繊維が肺に突き刺さると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、日本では、平成元年（1989年）に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになりました。
エコクッキング	環境に配慮した料理をすることだけでなく、「買い物」「調理」「片づけ」の一連の流れを通して、環境にやさしい食生活を送ることです。
エコ通勤	従業員の通勤方法をマイカーから公共交通機関（電車・バス）や自転車、徒歩などの環境にやさしい方法に切りかえることについて、事業所全体で考える取り組みをいいます。
エコドライブ	ゆるやかな発進や一定速度での走行等、車の燃料消費量やCO <sub>2</sub> 排出量を減らすための環境に配慮した運転方法のことです。
温室効果ガス	大気中の二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）やメタン（CH <sub>4</sub> ）などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）、メタン（CH <sub>4</sub> ）、一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）、三ふっ化窒素（NF <sub>3</sub> ）の7種類としています。

### か行

海洋プラスチック ごみ対策アクション プラン	世界全体で連携して取り組むべき喫緊の課題である海洋プラスチックごみによる環境汚染について、「新たな汚染を生み出さない世界」の実現をめざし、率先して取り組むための国の具体的な取組を取りまとめたものです。
外来種	もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって意図的・非意図的に持ち込まれた生物を指します。従来の生態系を乱すおそれがあるほか、ヒアリなどのように人間の健康面に大きな影響を及ぼす生物なども含まれます。
環境基準	「環境基本法」第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるものです。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるものであり、ここまでは汚染してもよい、又はこれを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではありません。
環境基本計画	「環境基本法」第15条の規定に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画であり、平成6年（1994年）に第一次計画、平成12年（2000年）に第二次計画、平成18年（2006年）に第三次計画、平成24年（2012年）に第四次計画、平成30年（2018年）に第五次環境基本計画が閣議決定されました。 『第五次環境基本計画』では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具現化するための6つの重点戦略を進めることにより、持続可能な社会を実現することとしています。
環境基本法	「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としています。

か行

緩和策	温室効果ガスの排出削減と吸収源の対策により、地球温暖化の進行を食い止めることであり、省エネや再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギーの普及などが挙げられます。
気候変動適応計画	気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応法に基づき、平成 30 年（2018 年）11 月 27 日に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。この計画では、気候変動適応に関する施策の基本的方向性、気候変動適応に関する分野別施策、気候変動適応に関する基盤的施策などについて記載しています。
気候変動適応法	地球温暖化による気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動適応に関する計画を策定し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供やその他必要な措置を講ずることで、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として平成 30 年（2018 年）に施行された法律です。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	昭和 63 年（1988 年）に、国際連合環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立されました。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援しています。地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。
気候変動枠組条約第 21 回締約国会議	気候変動枠組条約締約国会議（COP）とは、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として、1992 年に採択された「国連気候変動枠組条約」に基づき、1995 年から毎年開催されている年次会議のこと。 2015 年に開催された COP21 は、第 21 回目の年次会議に当たります。
京都議定書	平成 9 年（1997 年）12 月に京都で開催された「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）」において採択された、気候変動への国際的な取り組みを定めた条約です。温室効果ガス総排出量を基準として、平成 20 年（2008 年）から平成 24 年（2012 年）の 5 年間に、先進国全体で少なくとも 5%の削減を目指すこととされました。
コージェネレーションシステム	ガスや石油等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱を回収することで、電力と熱をともに供給するシステムの総称です。

さ行

再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、中小水力、風力、バイオマス、地熱等、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスをほとんど排出しないエネルギーです。
持続可能な開発目標（SDGs）	平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標であり、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取り組みとして作成されました。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。
循環型社会	天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のことです。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成 12 年（2000 年）に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義されています。
食品ロス	食べ残しや買いすぎにより、食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。
食品ロスの削減の推進に関する法律	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする法律です。

さ行

親水	河川、湖沼などへ近づいて散歩したり、水遊び、釣りなどを楽しむことができ、人々が水辺の景観や自然などに親しみを感じられることです。
生産緑地	良好な都市環境の形成や災害時の避難地として貴重な役割をもつ市街地の農地を保全するため、「都市計画法」に基づく地域地区として指定を受けた農地のことです。固定資産税を軽減する一方、30年にわたり農地として保全する義務があります。
生態系	空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのことです。空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などのあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれています。
生態系ネットワーク	すぐれた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保するネットワークのことです。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。生命一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

た行

ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をいい、プラスチックや漂白された紙を燃やした場合など、廃棄物の焼却過程で主に生成される毒性の強い物質です。分子構造の違いによって、PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の仲間があり、それぞれ異なる毒性をもっています。急性毒性、慢性毒性、発ガン性、生殖毒性・免疫毒性、催奇形性があると考えられていて、具体的には心筋障害、肝臓の代謝障害、免疫異常、子宮内膜症などの影響のおそれがあります。
太陽光発電	太陽光の照射を受けて、そのエネルギーを直接電気エネルギーに変える半導体装置のことです。光起電力効果を利用した光電変換素子の一種です。
地球温暖化	人の活動の拡大によって、二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）などの温室効果ガスの濃度が上がり、地球表面の温度が上昇することです。近年、地球規模での温暖化が進み、海面上昇や干ばつなどの問題を引き起こし、人や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。
地球温暖化対策の推進に関する法律	京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」における京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものであり、平成11年（1999年）に施行された法律です。
蓄電池	二次電池とも呼ばれ、繰り返し充電して使用できる電池のことです。スマートフォンのバッテリー等に使われているほか、近年は再生可能エネルギー設備と併用し、発電した電力を溜める家庭用蓄電池等が普及しています。
低炭素・低炭素社会	化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、経済活動や生活水準のレベルを維持したまま二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）排出量の削減を実現した社会のことです。
適応策	気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用することです。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策があります。
トップランナー制度	電気製品や自動車の省エネルギー化を図るための制度で、市場に出ている同じ製品の中で、最も優れている製品の性能レベルを基準とし、どの製品もその基準以上を目指すものです。

な行

熱ストレス 超過死亡者数	熱中症に代表されるような、暑熱にさらされることによって起こる影響を熱ストレスと呼び、死亡者数が最低となる気温を基準として、気温が高くなった場合に増加する死亡者数のことを熱ストレス超過死亡者数と呼びます。
-----------------	---

は行

パリ協定	平成 27 年（2015 年）に採択された 2020 年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みであり、1997 年に定められた「京都議定書」の後継に当たります。京都議定書と大きく異なる点としては、途上国を含むすべての参加国に、排出削減の努力を求める枠組みであるということです。
ヒートアイランド現象	都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象です。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどに覆われて乾燥化した結果、夜間気温が下がらない事により発生します。特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また上昇した気温がエアコンの需要をさらに増大させるという悪循環を生み出しています。
浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粉じんの内、10 μm（マイクロメートル：μm=100 万分の 1 m）以下の粒子状物質のことを指し、ポイラーや自動車の排気ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼします。
フードバンク	「食料銀行」を意味する社会福祉活動です。まだ食べられるのに、さまざまな理由で処分されてしまう食品を、必要としている施設や人に届ける活動です。
プラスチック資源 循環戦略	第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略です。
分散型エネルギー 社会	大規模発電所による発電などの大規模集中型中心のエネルギー施策から脱却し、地域エネルギー源を効果的・効率的に活用してエネルギーの地産地消等を推進する社会です。

ま行

マイクロプラスチック	海洋に流出したプラスチックが紫外線や水中で破断され、微粒子状になったものです。生態系・漁業・環境などにさまざまな悪影響を引き起こしているとされています。
------------	--

英数字

3R (5R)	リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の総称であり、ごみを減らす、繰り返し使う、再資源化することを 3R といい、これにごみのもとになるものを買わない・貰わないようにするリフューズ (Refuse) と、壊れたものは修理をしてできるだけ長く使うことを心がけるリペア (Repair) を加えたものを 5R といいいます。
BEMS	「Building Energy Management System」の略称であり、ビルエネルギー管理システムのことを指します。設備の運転状況やエネルギー消費を可視化し、ビルの省エネ化や運用面の効率化に役立ちます。
COOL CHOICE	脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。
HEMS	「Home Energy Management System」の略称であり、家庭におけるエネルギー管理システムのことを指します。BEMS と同様に、家庭の省エネ化に役立つシステムであり、国は 2030 年までにすべての住まいに HEMS を設置することをめざしています。

英数字

<p>PM2.5 (微小粒子状物質)</p>	<p>大気中に浮遊する粒径 2.5 μm (マイクロメートル: μm=100 万分の 1 m) 以下の小さなものを指し、ボイラーや自動車の排気ガス等から発生し、健康への影響が懸念されています。なお、10 μm 以下の粒子状物質のことを SPM (浮遊粒子状物質) といひ、肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼすことから、大気汚染の原因の一つとされています。</p>
<p>ppm</p>	<p>「parts per million」の略称であり、大気汚染の濃度表示などに用いられる百万分率を示す単位です。例えば、1 m<sup>3</sup> (100 万 cm<sup>3</sup>) の空気中に 1 cm<sup>3</sup> の硫黄酸化物が混じっている場合の硫黄酸化物濃度を 1 ppm と表示します。</p>
<p>RCP</p>	<p>政策的な温室効果ガスの緩和策を前提として、将来の温室効果ガス安定化レベルとそこに至るまでの経路のうち代表的なものを選んだシナリオが作られました。このシナリオを RCP (Representative Concentration Pathways) シナリオといひます。</p>



---

## 第2次三郷市環境基本計画

令和3年(2021年)3月 発行

発行 三郷市

編集 三郷市市民経済部クリーンライフ課

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648 番地 1

TEL : 048-930-7715 (直通)

---